標柱六号から四五度二一分二六秒
三〇五・〇四〇メートルの地点　七号
標柱七号から一三二度一七分〇五秒
三九六・六五五メートルの地点　八号
標柱八号から二一四度四一分〇一秒
二九三・二一一メートルの地点　九号
標柱九号から二〇一度四七分四八秒
一六四・九六四メートルの地点　十号
標柱十号から一六九度三八分一四秒
二四四・四六三メートルの地点　十一号
標柱十一号から一九二度二〇分二七秒
六三七・八〇三メートルの地点　十二号

○国土交通省告示第千二百九十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
塩井川一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県阿蘇市一の宮町三野
字大門　一四〇七番一　一号
一四〇一番　二号及び三号
一四〇九番二　四号及び五号
一四一八番　六号
一四二二番　七号
一四二五番二　八号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鬼塚川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県阿蘇市一の宮町北坂梨
字高城　九二一番五　一号及び九号
九二一番六　二号
九二一番二　三号
九二一番三　四号
九三五番　五号及び六号
九三四番　七号
九三〇番　八号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
北野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県下益城郡美里町遠野
字峠　三三七二番九地先道路敷　一号
三三七二番八　二号
三三七五番五　三号
三三七五番六及び三三七五番七　四号及び五号
三三七四番一地先道路敷　六号

○国土交通省告示第千二百九十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
与瀬中野沢
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十四年国土交通省告示第千八十八号で指定した土地の区域を除く。）
神奈川県相模原市緑区与瀬
字中丸　一一三番一地先道路敷　一号
一一四番一　二号及び三号
字久保　一一一番　四号から六号まで
一一二番一　七号から九号まで及び二十六号
三五番　十号
三四番　十一号及び十二号
三二番　十三号
一一二番二地先道路敷　二十七号から三十二号まで
字孫山　二五番イの一　十四号から十七号まで
三一番一　十八号及び十九号
字中野　二二三四番　二十号から二十二号まで
二二三六番　二十三号
二二三七番　二十四号及び二十五号

○国土交通省告示第千二百九十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十五年十二月四日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第2930号	耐火救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	ＳＺ―80ＴＲＳ	株式会社信貴造船所	船側乗り込みハッチ、船首及び船尾ハッチの変更

○防衛省告示第二百三十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、新規提供が平成二十五年十二月二十日次のとおり決定された。

平成二十五年十二月二十四日

防衛大臣　小野寺五典

陸上施設

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四一六九	経ヶ岬通信所	京丹後市	公有 民有 国有	土地：約一、八〇〇平方メートル 土地：約三四、〇〇〇平方メートル 工作物：囲障等 レーダー配備用地等として新規提供する。

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年十二月二十四日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十六年一月九日から同年三月十二日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒
東経一三〇度三五分〇六秒
(イ)　北緯三四度四三分三一秒
東経一三〇度五二分〇一秒
(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒
東経一三〇度二九分〇一秒
(エ)　北緯三四度一六分五七秒
東経一三〇度一二分三七秒

○防衛省告示第二百三十三号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年十二月二十四日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十六年一月九日から同年三月十二日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒
東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒
東経一三二度五九分五一秒